

老人医療NEWS



大往生の実現

老人の専門医療を考える会会長
青梅慶友病院院長

大塚 宣夫

わが国には、昔から「大往生」という言葉があり、この中にこそ、現代人の不安を解消する鍵があるようと思えてならない。

私なりに解釈すれば、①ある程度長生きし、周囲への責任を果たし終えてること。②周囲に、特に自分の家族や親しい人々に迷惑をかけず、惜しまれながら逝くこと。③最期が穏やかで、見苦しい姿ではないこと。等の条件が挙げられようか。

③の穏やかな、見苦しくない最期というものは医療技術の発達、普及と共に、かえって実現が難しくなつてきている。人生の最期の部分を切り離して、医療の専門家に委ねるとすれば、最善の努力とは、技術と知識を駆使してのチューブづけにならざるを得ないのである。その人の最晩年を輝かしいものにしようという一連の流れでとらえてこそ、穏やかな、そして余韻のある臨終を迎えるのである。このように考えてみると、私達のやることははつきり見えてこよう。

戦後五〇年間、わが国民は、一貫して豊かな生活を求め、その成果の一つとして、世界一の長寿国にもなった。しかし、その先にあるものと云えば、寝たきりやボケといった他人の助けなくしては、生きられない状態であつたり、沢山のチューブにつながれ、延々と生かし続けられる姿に代表して語られることが多い。つまり、自分の人生の終りの形がな

かなか見えにくいがゆえに、不安な部分のみが、増幅されるという構図が出来つつあるといつてよい。

しかば、人は、どんな形の最期を望むのであろうか。

年をとつても他人の世話にならず、気ままに暮らし、ある日ポツクリが願いであると云つても、現実には、それはほんの少数派にすぎないし、

今後も積極的安楽死でも認めない限り、増す。介護には、かなりの量の専門的な知識と技術、それにしつかりし

り、増加すると
も思えない。
となれば、も
う少し、現実的
な最期の形を模
索した方がよい。

最近余りきか
れなくなつたが、
すれば、基本部分はすぐれたプロの
集団に委ね、家族は主に精神的にサ
ポートする。つまり、「介護はプロ
に、家族は愛を」ということではな
かるうか。

た仕組みが不可欠であり、それにハ
ートが加わって初めて成果があがる
のであって、ハートだけの素人芸で
は不十分であるばかりか、時として
余計な苦労、苦痛を招来することに
なる。

現場からの発言〈正論・異論〉

主張その9

介護保険施行二カ月を経過して

湖東病院

院長
猿原孝行

介護保険法が施行されて三ヶ月が過ぎた。早いもので、介護認定審査会では二回目の審査が始まっている。審査会に出ていて思うことは、一回目の審査結果と二回目の審査での結論に整合性を持たせるような力が働くことである。

一回目は暗中模索というか五里霧
の中の中で、意識したわけではないが
一次判定を押し上げるような力が働
いた、と今は思える。理由として、
ソフト自体が痴呆を評価していない
ことに関する不信感や、ADLに偏
重された介護度の判断の出方に対し
て医療側の一人として、どうにも割
り切れないものを持っていた。

分野の委員が間に入る形で決着した。それは、要介護度を押し上げる、つまり蹴り上げ現象と言われるものである。大岡裁きではないが、中間で手を打とうとする意識はどこかで働いていたのだろう。私の場合一症例にかけられる時間が五分前後しかな

保険そのものに対する不信感となる。従い、二回目以降の審査会では出づきた一次判定に科学的な根拠に基づき挑まねばならないものと考へる。

た。それから約四日間嫁は奮迅の動きを示した。まず、在宅を決めるところを受けるサービスを確かめるために近隣の施設の殆どを見て回り、単価も検討した。細かく一〇円単位まで。

私はこの経過を見ていて、「施設は量りに掛けられている。」と思つた。諸兄はいかに感ずるか?

従い、医師の意見書の中から要介護度を引き上げてくれるものはないかと注意深く見る傾向があつた。

そのことにより、福祉系の委員と判定委員会で対立することもままあつた。福祉系は「一人暮らしで可哀想」だとか「歳だからしようがない」

介護保険法は今後も続くから二次判定も継続されて行く。その時、蹴り上げて決まつた介護度とどのよう
に整合性を持たせた二次判定を二回
目以降の審査会で出せるかが問題だ
一回目の審査で要介護度がⅣと判
定された人が、二回目では要支援と

に注目していた。病状が落ち着くにつれ嫁は介護保険法の申請をした。脳外科から退院した次の日に自宅に町から訪問調査員がきた。主治医の意見書も出されて、要介護度はⅢと判断された。町のケアマネと嫁が協力してケアプランを作る事となつ

く、時間をかけて議論することが困難であるという背景もあつた。

しても、それは介護保険法が、その人に上手く機能してADLが改善されたのであり、闇雲に要介護IIIに持つて行くような事があつてはならぬ」と思ふ。

コーヒータイム

鳴門山上病院

理事長 山上 久



—自身の味は苦みではなく、甘味と酸味です。

③挽き方

当施設のホールの喫茶コーナーで患者様と一緒にしていたときに、大学生の頃、いろいろな方にコーヒーに関する蘿薈を教えていただいたことを思い出したので書いてみます。

コーヒーの味を決める要素を順に述べると、

①豆の種類

ブラジル、キリマンジャロ、ハイアン・コナのように生産地で分けられていることが多く、産地による特徴があります。しかし、ブルーマウンテンパウリスタなどはブラジルのパウリスタ地方で栽培され、本来のブルーマウンテンとかなり感じの違う味になっているものもあります。また、ビーベリなどのように、良質の豆だけを選び出したものもあります。

②豆の収穫法・乾燥・焙煎法

赤い実の中にコーヒーがありますが、ブラジルなどの大量生産地では

実が熟さない内に機械で刈り取り、水圧で豆を分離、強制乾燥していますが、昔ながらの方法で人の手で熟した実から豆をとり、自然乾燥させているところもあります。

俗にコーヒーは煎りたて、挽きたてがおいしいと言われていますが、これは昔の収穫・乾燥法での話です。

現在の水洗・強制乾燥法では、芯が乾いておらず、焙煎直後は味が安定せず、数日置いた方がおいしいといわれます。

④点て方

焙煎は煎る深さにより、アメリカン、フレンチ、イタリアンなどに分けられ、深煎りのイタリアンローストが一番カフェインが多いと思われています。本当はフレンチローストのカフェインが一番多く、アメリカンではまだカフェインでは炭化していません。

同じ豆でも点て方によりかなり味が異なり、こだわられる方が多いところです。点て方としてペーパーやネルドリップ、パーコレーター、サイホン、エスプレッソなど数え切れないほどの道具がありますが、豆の蒸らし、温度、速度などが味に大きく影響します。一般的に蒸らす時間が短いと、まろやかさがなく、尖った味になると言われます。ゆっくりと蒸らすため、ポットの湯の注ぎ線をいかに細くするかにこだわり、アラ

ジン社のポットしか使わない人もいます。また、ペーパードリップでは一つ穴と三つ穴があり、前者の方が蒸らす時間が長いとこだわる方もいます（メリタ社とカリタ社の違い）。

また、エスプレッソなどの高温での抽出法ではシルバースキンによる渋みがでやすく、渋皮の処理をいつした実から豆をとり、自然乾燥させます。挽くとき大切なことはシルバー

スキンの処理です。シルバースキンとは、コーヒー豆の縦の割れ目まで

巻き込んでいる渋皮で、混ざりやすいのですが、カットミルでは静電気と風圧でかなり除去されます。

⑤特殊な点て方

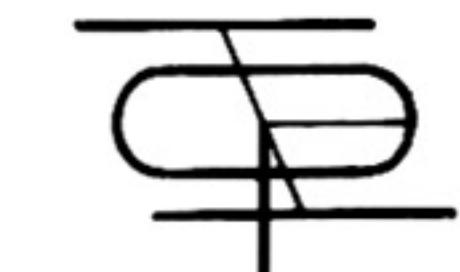
特殊な点て方として水だし法（ダッヂコーヒー）があります。点滴式

に時間をかけて水をポタポタと注ぎ抽出する方法と、水と豆を混ぜ合わせ数時間置いた後に一気に濾し出す方法があります。熱処理をしていな

いため豆独特の甘い香りが抽出液に移るため、アイスで飲まれることを勧めます。

学生時代のこだわりを思い出しながら少し書いてみましたが、実は今

一番愛飲しているのは自販機の缶コーヒーです。



アンテナ

高齢者医療制度の課題

四月の診療報酬改定も介護保険制度施行からも四ヶ月を迎えて、表面的にはおちつきを取りもどしている。総選挙後の組閣もすんだが、どうもスッキリしない。それは、医療保険制度改革のスケジュールがみえないことが原因である。

負担増は選挙にマイナスということで、与党は医療保険制度改革をあつさり見送ってしまったし、高齢者の介護保険料を六ヶ月間徴収しない方針を示した。これは、政治の世界の話であるが、高齢者医療現場は混乱した。確かに、四月一日からは、医療も介護も一割の負担と厚生省は主張してきたし、「医療と介護の整合性に配慮する」という発言もあったように思う。

その結果、病院のことはともかく、訪問看護ステーションでは、変なことになっている。難病などの高齢者が

未満だと一、一九八円になる。その他、地域加算、夜間、早朝訪問、二

四時間対応など、まったく整合性がない。

医療保険と介護保険は、まったく別の制度だとして、ステーションも利用者も大混乱、たことは確かな事実である。政治、行政の世界は、わからぬことが多いため、現場の混乱を最小限にするという姿勢は、まことに感心する。

問題は、厚生行政自体が、何か政治的圧力をかけられると右往左往しているように思えてならないことがある。我々、医療を提供する側にある者は、制度改革に対応するために時間が必要であり、一度決定したことが、簡単に変更されると、大変困難な状況に陥ってしまうことさえある。

同じような話だが、昨年来の介護保険制度の混乱は、実はおさまっていなかったのではないだろうか。たとえば、短期入所の利用に対する厚生省の対応をみるとわかる。短期入所は区分限度支給額内で六ヶ月以内の利用日数の上限があるのみであった。

昨年末に、特養・介護施設から利用日数の拡大が求められると、訪問通所系

が減少するのではないかといわれて

いた。実際、四月になつてから、短期入所の利用者は、特養で七〇%、老健施設が四〇%程度減少した。あわてたのは、施設側だけではなく厚生省も対応せざるをえなくなつた。どうなるかはこれからだが、訪問通所系を合わせて、利用者の居宅サービスの利用頻度は、それほど高くなく、何らかの対応をしないと、秋かの介護保険料の本格徴収にも問題をなげかけることになる。

それとともに、高齢者医療制度は、まぎれもなく医療制度の一部である以上、医療全体の二一世紀のあり方の中で、慎重に検討されるべきだと思う。少なくとも、薬剤使用方法や検査などには、何らかのガイドラインが必要であるとともに、療養環境にも一定以上の最適基準の設定が必要であろう。昭和五〇年代後半の医療費抑制策のように「安ければよい」という一方的な抑制ではなく、医療のあり方を踏まえた科学的で合理的な医療費の適正化と質の確保向上という原則を再認識すべきだろう。

※へんしゅう後記※

高齢者医療制度では、医療保険に残った療養型病床群等の定額医療のあり方と、定額にならない一般医療における高齢者医療の問題を整理する必要がある。どのような制度改革をするかという以前に、検討課題を示し、利用者や提供者の意見を集めよう。

する一層の努力が必要だと思う。なぜならば、選挙後はただちに医療費抑制に向かうというようなことになり、老人専門医療の質の経済的裏付けがあやふやになつてしまふことを恐れるからである。

それとともに、高齢者医療制度は、まぎれもなく医療制度の一部である以上、医療全体の二一世紀のあり方の中で、慎重に検討されるべきだと思う。少なくとも、薬剤使用方法や検査などには、何らかのガイドラインが必要であるとともに、療養環境にも一定以上の最適基準の設定が必要であろう。昭和五〇年代後半の医療費抑制策のように「安ければよい」という一方的な抑制ではなく、医療のあり方を踏まえた科学的で合理的な医療費の適正化と質の確保向上という原則を再認識すべきだろう。

老人医療ニュース 4